

小値賀町マスコット使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小値賀町のマスコット(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請)

第2条 マスコットを使用する者は、あらかじめマスコット使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第3条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認するものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) マスコットの正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。
- (5) その他、町長がマスコットの使用について不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、マスコット使用承認書(様式第2号)をもって行なうものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認内容の変更)

第5条 マスコットの使用承認を受けたものが、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめマスコット使用変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、マスコット使用(変更)承認書をもって行なうものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほかマスコットの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

付則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

小値賀町マスコット使用申請書

平成 年 月 日

小値賀町長 様

申請者 住所

氏名 印

下記のとおり、小値賀町マスコットを使用したいので申請します。

記

1. 使用対象物件
2. 使用目的及び使用方法
3. 使用期間
4. 使用数量
5. 連絡先(担当者、電話番号)
6. 添付書類
企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

規程第3条(1)～(4)に該当すると認められた場合には直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名 印

小値賀町マスコット使用(変更)承認書

第 号
平成 年 月 日

様

小値賀町長

平成 年 月 日付けで申請がありましたマスコットの使用(変更)については、
下記のとおり承認します。

記

1. 承認内容

- (1) マスコット使用(変更)申請書の申請内容のとおり使用すること。
- (2) 小値賀町マスコット使用取扱規程を遵守すること。
- (3) 「ちかまるくん」着ぐるみの利用において、利用期間中に汚損等の損害を与えた場合は、その損害の賠償を負うこと。

2. 承認番号

第 号

様式第3号(第5条関係)

小値賀町マスコット使用変更申請書

平成 年 月 日

小値賀町長 様

申請者 住所

氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で承認を受けた(承認番号第 号)
内容について、下記のとおり、変更したいので申請します。

記

(変更内容)

規程第3条(1)~(4)に該当すると認められた場合には直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名

印